

## 厚生労働省調査「居住実態が把握できない児童」に関する 調査結果の概要について

平成26年4月11日付け厚生労働省調査「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について、平成26年6月30日に調査結果（6月提出分）を厚生労働省に提出しましたので報告します（厚生労働省調査の概要は、別紙をご覧ください。）。

### ■平成26年5月1日時点の「居住実態が把握できない児童」の人数と6月27日時点での状況

#### 【分野別内訳】

「居住実態が把握できない児童」の存在を 把握する端緒となった業務の分野	人数	
	5月1日時点	6月27日時点
母子保健分野 (乳幼児健診、新生児訪問等)	0人	—
児童福祉分野 (児童家庭相談、児童手当等)	0人	—
児童相談所 (相談援助活動等)	0人	—
教育委員会 (就学時検診、就学事務等)	6人	1人
計	6人	1人

(注) 中央こども家庭相談課及び児童相談所が支援しており、現在、所在が確認できていない3名の児童については、家庭への連絡・接触ができる状態にありますので、本調査の「居住実態が把握できない児童」には該当しません。

#### 【年齢別内訳】

年齢区分	人数	
	5月1日時点	6月27日時点
0歳から5歳まで	0人	—
6歳から14歳まで	6人	1人
15歳から17歳まで	0人	—
計	6人	1人

### ■今後の対応について

「居住実態が把握できない児童」については、緊急性の高い事案は確認されておりますが、引き続き、関係機関の協力のもと調査を進めていきます。

問い合わせ先	
こども青少年課	042-769-9811
健康企画課	042-769-8345
学務課	042-769-8282

**【厚生労働省調査の概要】****1 調査票1（提出期限：平成26年6月30日）**

平成26年5月1日時点で「居住実態が把握できない児童」の数、当該児童の所在を把握するために市町村が行った取組の状況等を把握する。

**2 調査票2（提出期限：平成26年11月28日）**

平成26年5月1日時点で「居住実態が把握できない児童」のうち、平成26年1月から平成26年4月までに市町村がその存在を把握した当該児童について、平成26年1月から平成26年10月までの間に、当該児童の所在を把握するために市町村が行った取組の状況等を把握する。

**3 本調査における「居住実態が把握できない児童」の定義**

本調査において、「居住実態が把握できない児童」とは、平成26年5月1日時点で市町村の住民基本台帳に記録がある児童（同日において18歳未満である者）のうち、次のいずれかに該当する児童のことをいいます。

- (1) 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳幼児全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による連絡・接触を図れない家庭（音信不通の家庭）に属する児童
- (2) 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当や児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による連絡・接触が図れないため、それらの行政事務実施上、必要な各種届出や手続きに係る案内や勧奨が一切できていない家庭（音信不通）に属する児童
- (3) 市町村教育委員会においては、学校基本調査や「居所不明児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査について（依頼）」（平成24年4月27日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室事務連絡）における「居所不明児童生徒」と同様の整理とする。ただし、就学時検診については（1）に準ずる児童として取り扱う。